

■議案第58号 町道路線の認定について

【要旨】

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

〔見付カヤノ木線〕

本路線は、県道上ノ加江窪川線と町道見付焼木線を結ぶ生活道で住家が3戸存在しています。また、高速道路整備に伴う住家移転の予定地であり、地域の生活道として幅広く利用される見込みであることから、町道に認定し、維持管理を図るものです。（認定基準第4号該当）

路線概要

整理番号	705	延長
路線名	見付カヤノ木線	
起点地番	見付字カヤノ木756-6	271m
終点地番	見付字カヤノ木711-1	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの